

松江市ガス事業経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市ガス事業の今後のあり方について、学識経験者などの意見を聞き、民営化の時期、手法、財務のあり方などを審議するために、松江市ガス事業経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、ガス局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、提言書を取りまとめ、ガス局長に提言するまでとする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(役員を選出方法)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第7条 委員会は、会長が招集し議長となる。

2 委員会は、民営化の時期、手法、財務のあり方などの審議を行い、必要な提言を行う。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 委員は、やむを得ず委員会を欠席する場合は、代理を出席させることができる。

(事務局)

第8条 事務局は、松江市ガス局経営企画室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会の会議は、第7条1項の規定にかかわらず、ガス局長が招集する。